

平成 2 3 年度

# 八幡市予算書



## 平成23年度八幡市予算一覧表

八幡市一般会計予算	-----	1 頁
八幡市休日応急診療所特別会計予算	-----	7 頁
八幡市駐車場特別会計予算	-----	9 頁
八幡市国民健康保険特別会計予算	-----	1 1 頁
八幡市介護保険特別会計予算	-----	1 5 頁
八幡市後期高齢者医療特別会計予算	-----	1 9 頁
八幡市水道事業会計予算	-----	2 1 頁
八幡市下水道事業会計予算	-----	2 5 頁



平成23年度

八幡市一般会計予算



## 平成23年度八幡市一般会計予算

平成23年度八幡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,875,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

# 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		9,244,777 千円
	1 市 民 税	4,131,500
	2 固 定 資 産 税	3,773,767
	3 軽 自 動 車 税	93,000
	4 市 た ば こ 税	410,000
	5 鉱 産 税	10
	6 都 市 計 画 税	836,500
2 地 方 譲 与 税		161,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	45,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	116,000
3 利 子 割 交 付 金		51,000
	1 利 子 割 交 付 金	51,000
4 配 当 割 交 付 金		23,000
	1 配 当 割 交 付 金	23,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		8,900
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	8,900
6 地 方 消 費 税 交 付 金		632,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	632,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		3,800
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	3,800
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		53,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	53,000
9 地 方 特 例 交 付 金		96,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	96,000
10 地 方 交 付 税		3,830,000
	1 地 方 交 付 税	3,830,000
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		16,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	16,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		281,619
	1 負 担 金	281,619

款	項	金額
13 使用料及び手数料		403,984 千円
	1 使用料	364,415
	2 手数料	39,569
14 国庫支出金		4,190,776
	1 国庫負担金	3,965,256
	2 国庫補助金	196,040
	3 委託金	29,480
15 府支出金		1,511,956
	1 府負担金	755,557
	2 府補助金	610,521
	3 委託金	145,878
16 財産収入		22,434
	1 財産運用収入	22,372
	2 財産売却収入	62
17 寄附金		2,550
	1 寄附金	2,550
18 繰入金		1,024,917
	1 特別会計繰入金	33,725
	2 基金繰入金	991,192
19 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
20 諸収入		354,347
	1 延滞金、加算金及び過料	4,001
	2 市預金利子	350
	3 貸付金元利収入	8,964
	4 受託事業収入	102,130
	5 雑収入	238,902
21 市債		1,952,440
	1 市債	1,952,440
歳入合計		23,875,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		330,000 千円
	1 議 会 費	330,000
2 総 務 費		3,525,000
	1 総 務 管 理 費	2,891,800
	2 徴 税 費	360,600
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	137,700
	4 選 挙 費	102,200
	5 統 計 調 査 費	11,000
	6 監 査 委 員 費	21,700
3 民 生 費		10,696,800
	1 社 会 福 祉 費	3,508,300
	2 児 童 福 祉 費	4,568,100
	3 生 活 保 護 費	2,619,400
	4 災 害 救 助 費	1,000
4 衛 生 費		1,809,000
	1 保 健 衛 生 費	642,000
	2 清 掃 費	1,133,779
	3 上 水 道 費	33,221
5 労 働 費		85,200
	1 労 働 諸 費	85,200
6 農 林 水 産 業 費		147,600
	1 農 業 費	147,500
	2 林 業 費	100
7 商 工 費		90,900
	1 商 工 費	90,900
8 土 木 費		1,618,700
	1 土 木 管 理 費	59,100
	2 道 路 橋 り よ う 費	472,600
	3 河 川 費	76,300

款	項	金額
	4 都市計画費	836,500 千円
	5 住宅費	174,200
9 消防費		899,700
	1 消防費	899,700
10 教育費		2,198,600
	1 教育総務費	272,200
	2 小学校費	549,600
	3 中学校費	209,100
	4 幼稚園費	314,600
	5 社会教育費	808,900
	6 保健体育費	44,200
11 災害復旧費		1,000
	1 公共施設災害復旧費	1,000
12 公債費		2,442,500
	1 公債費	2,442,500
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳出合計		23,875,000

## 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
橋本駅周辺拠点整備事業費	平成23年度から平成27年度まで	400,000 千円
二階堂川口線バイパス事業費	平成23年度から平成27年度まで	210,000
城南土地開発公社の用地購入及び造成事業等資金借入金に対する損失補償	平成23年度から平成27年度まで	610,000

### 第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	
松花堂周辺整備事業	千円 60,800	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
旧八幡東小学校整備事業	144,300	同上	同上	同上	
地方道路等整備事業	68,600	〃	〃	〃	
街路整備事業	54,000	〃	〃	〃	
機械器具整備事業	15,000	〃	〃	〃	
消防緊急通信指令施設整備事業	11,200	〃	〃	〃	
臨時財政対策債	1,232,000	〃	〃	〃	
借 換 債	366,540	〃	〃	〃	

平成23年度

八幡市休日応急診療所特別会計予算



## 平成23年度八幡市休日応急診療所特別会計予算

平成23年度八幡市の休日応急診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

## 第 1 表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 診 療 収 入		12,239 千円
	1 外 来 収 入	12,239
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		25,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		159
	1 納 付 金	100
	2 雑 入	59
歳 入 合 計		37,400

### 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		35,200 千円
	1 施 設 管 理 費	35,200
2 医 業 費		1,700
	1 医 業 費	1,700
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		37,400

平成 2 3 年度

八幡市駐車場特別会計予算



## 平成23年度八幡市駐車場特別会計予算

平成23年度八幡市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		15,699 千円
	1 使用料	15,699
2 府支出金		7,200
	1 府補助金	7,200
3 諸収入		75,501
	1 市預金利子	1
	2 雑収入	75,500
歳入合計		98,400

歳 出

款	項	金額
1 管理費		14,500 千円
	1 管理費	14,500
2 繰出金		12,700
	1 一般会計繰出金	12,700
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 前年度繰上充用金		71,000
	1 前年度繰上充用金	71,000
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		98,400

平成 2 3 年度

八幡市国民健康保険特別会計予算



## 平成23年度八幡市国民健康保険特別会計予算

平成23年度八幡市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,340,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,728,685 千円
	1 国民健康保険料	2,438,385
	2 国民健康保険税	290,300
2 使用料及び手数料		610
	1 手 数 料	610
3 国庫支出金		2,092,711
	1 国庫負担金	1,628,019
	2 国庫補助金	464,692
4 療養給付費交付金		308,164
	1 療養給付費交付金	308,164
5 前期高齢者交付金		1,538,375
	1 前期高齢者交付金	1,538,375
6 府 支 出 金		370,177
	1 府 負 担 金	57,832
	2 府 補 助 金	312,345
7 共同事業交付金		793,236
	1 共同事業交付金	793,236
8 財 産 収 入		10
	1 財 産 運 用 収 入	10
9 繰 入 金		499,632
	1 一般会計繰入金	496,600
	2 基金繰入金	3,032
10 諸 収 入		8,600
	1 延滞金、加算金及び過料	1,220
	2 雑 入	7,380
歳 入	合 計	8,340,200

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		41,400 千円
	1 総 務 管 理 費	28,950
	2 徴 収 費	11,900
	3 運 営 協 議 会 費	550
2 保 険 給 付 費		5,399,120
	1 療 養 諸 費	4,750,000
	2 高 額 療 養 費	597,200
	3 移 送 費	20
	4 精 神 ・ 結 核 医 療 付 加 金	7,400
	5 出 産 育 児 諸 費	39,500
	6 葬 祭 諸 費	5,000
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		931,200
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	931,200
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		2,690
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,690
5 老 人 保 健 拠 出 金		52
	1 老 人 保 健 拠 出 金	52
6 介 護 納 付 金		381,035
	1 介 護 納 付 金	381,035
7 共 同 事 業 拠 出 金		820,788
	1 共 同 事 業 拠 出 金	820,788
8 保 健 事 業 費		117,205
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	98,905
	2 保 健 事 業 費	18,300
9 基 金 積 立 金		10
	1 基 金 積 立 金	10
10 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
11 諸 支 出 金		5,700
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,700
12 前 年 度 繰 上 充 用 金		610,000
	1 前 年 度 繰 上 充 用 金	610,000
13 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		8,340,200



平成 2 3 年度

八幡市介護保険特別会計予算



## 平成23年度八幡市介護保険特別会計予算

平成23年度八幡市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,756,200千円、  
介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,000千円と  
定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該  
区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定によ  
る一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費  
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額及び地域支援事業費の各項に計上した予  
算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流  
用

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

第1表 歳入歳出予算（保険事業勘定）

歳 入

款	項	金額
1 保 險 料		750,172 千円
	1 介 護 保 險 料	750,172
2 使用料及び手数料		51
	1 手 数 料	51
3 国 庫 支 出 金		733,763
	1 国 庫 負 担 金	649,370
	2 国 庫 補 助 金	84,393
4 支 払 基 金 交 付 金		1,089,300
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,089,300
5 府 支 出 金		547,210
	1 府 負 担 金	523,753
	2 府 補 助 金	23,457
6 財 産 収 入		349
	1 財 産 運 用 収 入	349
7 繰 入 金		634,358
	1 一 般 会 計 繰 入 金	513,900
	2 基 金 繰 入 金	120,458
8 繰 越 金		914
	1 繰 越 金	914
9 諸 収 入		83
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	80
歳 入 合 計		3,756,200

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		45,100 千円
	1 総 務 管 理 費	5,500
	2 徴 収 費	4,900
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	34,700
2 保 険 給 付 費		3,609,600
	1 介 護 サービス等諸費	3,196,500
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	221,500
	3 そ の 他 諸 費	4,300
	4 高 額 介 護 サービス等費	54,300
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	9,000
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	124,000
3 地 域 支 援 事 業 費		99,260
	1 介 護 予 防 事 業 費	21,400
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	77,860
4 基 金 積 立 金		350
	1 基 金 積 立 金	350
5 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
6 諸 支 出 金		889
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	888
	2 延 滞 金	1
7 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	3,756,200

第1表 歳入歳出予算（介護サービス事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 サービス収入		14,000 千円
	1 予防給付費収入	14,000
歳 入 合 計		14,000

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		14,000 千円
	1 居宅介護支援事業費	14,000
歳 出 合 計		14,000

平成 2 3 年度

八幡市後期高齢者医療特別会計予算



## 平成23年度八幡市後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度八幡市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,094,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功

## 第1表 歳入歳出予算

### 歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		520,000 千円
	1 後期高齢者医療保険料	520,000
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		572,700
	1 一 般 会 計 繰 入 金	572,700
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,999
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	1,997
	3 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		1,094,800

### 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		6,500 千円
	1 総 務 管 理 費	3,780
	2 徴 収 費	2,720
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		1,086,100
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	1,086,100
3 諸 支 出 金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
4 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		1,094,800

平成23年度

八幡市水道事業会計予算



## 平成23年度八幡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度八幡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

水源名称 項 目	平成23年度末		年 間 総給水量	一日平均 給水量
	給水人口	給水戸数		
月夜田 受水場系 (府営宇治 〃木津 美濃山)	50,038 <sup>人</sup>	19,714 <sup>戸</sup>	4,957,456 <sup>m<sup>3</sup></sup>	13,545 <sup>m<sup>3</sup></sup>
美濃山 浄水場系 (府営木津 美濃山)	23,507	7,868	2,940,045	8,033
(分水受水)京都市	435	197	54,424	149
(分水受水)久御山町	247	111	37,172	102
(分水受水)枚方市	26	11	2,703	7
合 計	74,253	27,901	7,991,800	21,836

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第1款 水道事業収益	1,305,490千円
第1項 営業収益	1,274,070千円
第2項 営業外収益	31,405千円
第3項 特別利益	15千円

### 支 出

第1款 水道事業費用	1,333,978千円
第1項 営業費用	1,202,933千円
第2項 営業外費用	106,845千円
第3項 特別損失	11,200千円
第4項 予備費	13,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 174,954千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,056千円、過年度分損益勘定留保資金 168,898千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1 7 6 , 7 4 8 千円
第1項	企 業 債	1 1 9 , 6 0 0 千円
第2項	負 担 金	1 5 , 7 5 0 千円
第3項	水 道 施 設 費	4 1 , 3 9 8 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	3 5 1 , 7 0 2 千円
第1項	建 設 改 良 費	2 1 1 , 6 2 9 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1 3 7 , 0 7 3 千円
第3項	予 備 費	3 , 0 0 0 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
第5次拡張 変更事業	千円 119,600	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	普通貸借又は証券発行。ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) 政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円 と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 職員給与費 231,319 千円

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功



平成 2 3 年度

八幡市下水道事業会計予算



議案第8号

平成23年度八幡市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度八幡市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	30,572戸
(2) 年間総排水量	8,166,000m <sup>3</sup>
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共下水道事業	46,630千円
(イ) 汚水管渠改築更新事業	154,471千円
(ウ) 雨水管渠改築更新事業	13,108千円
(エ) 流域下水道建設事業	58,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	下水道事業収益	1,356,870	千円
第1項	営業収益	1,176,952	千円
第2項	営業外収益	179,918	千円
支		出	
第1款	下水道事業費用	1,348,402	千円
第1項	営業費用	1,056,427	千円

第2項	営業外費用	273,875	千円
第3項	特別損失	8,100	千円
第4項	予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 288,689 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,573 千円、過年度分損益勘定留保資金 181,073 千円及び当年度分損益勘定留保資金 98,043 千円で補てんするものとする。)

収		入	
第1款	資本的収入	514,544	千円
第1項	企業債	209,300	千円
第2項	工事負担金及び分担金	6,549	千円
第3項	国庫補助金	49,000	千円
第4項	他会計補助金	249,695	千円
支		出	
第1款	資本的支出	803,233	千円
第1項	建設改良費	272,509	千円
第2項	固定資産購入費	2,049	千円
第3項	企業債償還金	525,575	千円
第4項	出資金	100	千円

第5項 予備費

3,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	151,200 千円	証券発行の方法によって起債する場合、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差による減額をうめるため必要な金額を発行価格に加算した額とする。	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換することができる。
流域下水道整備事業	58,100	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 97,288千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、  
500,000千円である。

平成23年2月25日提出

八幡市長 明 田 功



この印刷物は環境に配慮し古紙  
を配合した印刷用紙と大豆油含  
有のインクを使用しています